

# 郡中 進路だより

No.34 令和 5年 1月13日  
大村市立郡中学校  
チーム郡 思いを力に!  
文責:進路指導主事 増田弘実

## あけましておめでとうございます

新年、あけましておめでとうございます。さて、いよいよ来週から3年生の大多数が受験する私立高校の入学試験が始まります。私立高校を受験する人たちの事前指導を行い、注意事項を記載したプリントを配布しました。受験票は無くしたり、当日持ってくるのを忘れてしまわないように注意をお願いします。

県央地区の4校(長崎日大、鎮西学院、創成館、向陽)以外の私立高校の特別入試やほとんどの私立高校の1次入試は受験者数が少ないので、職員の引率はつかず、保護者の方に引率していただくこととなります。

そこで、次の点について確認をしておきます。

## 試験の当日について(保護者引率の場合)

- ① 試験会場に着いて、会場に入ったら引率の保護者が郡中学校へ電話で連絡をしてください。受験生が複数の場合も、それぞれの方で連絡をしてください。  
(3年〇組の〇〇〇〇です。会場に入りました。 など)
- ② 受験票を確認する。(受験票がない場合は、受験校の先生に連絡して再発行してもらう。)
- ③ 高校側の「受験上の注意」に従って行動する。
- ④ 自分の受験が終わったら、絶対に寄り道をせず、帰宅する。(登校もしない)
- ⑤ 家に着いた後で受験が終了したことを保護者または本人が、郡中学校へ連絡する。  
(3年〇組の〇〇〇〇です。家に着きました。 など)
- ⑥ 帰宅したら、事前指導で配布される「高校入試アンケート」に記入する。記入したアンケート用紙は、翌日、担任の先生に提出する。
- ⑦ たとえ受験が早く終了しても、午後4時までは外出せず、自宅で学習をする。

## 緊急の場合について

- ① 急病など(コロナ罹患を含む)で受験できなくなった場合、保護者が郡中学校にできるだけ早く電話で連絡をする。(郡中:55-8318)※連絡事項があるので、teturuは使わずに、電話での連絡をお願いします。
- ② 忘れ物があり集合時刻に遅れそうな場合、忘れ物を取りに自宅に帰らない。(集合時間に集合場所に行くことを優先してください。)
- ③ 自家用車よりも極力、公共交通機関やスクールバスを利用する。(公共交通機関やスクールバスが渋滞したり、事故等がおこった場合は考慮してもらえる場合がある。自家用車で移動の場合、自己責任となり考慮してもらえません。)
- ④ 遅刻は絶対にしない。  
(遅刻とわかった時点ですぐ、郡中学校へ連絡し、指示を受けること。)

## 県立高校受験の際の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

1月5日付で長崎県教育委員会から、次のような通知が出されました。3年生には、文書を配っていますが、再度概要をお知らせします。

### 1. 受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者又は濃厚接触者となった者、及び海外に在住する生徒で入国後に待機を要請されている者は、他の受験者や検査関係者への感染の恐れがあるため、受験できません。

ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、

- ①「初期スクリーニングの結果、陰性であること」
- ②「受験当日も無症状であること」
- ③「公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと」

という3つの条件のもと、別室での受験が可能です。

### 2. 特例措置について

#### ○特例措置の対象について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、前期選抜または追検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中のため検査を受検できない者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり、前期選抜または追検査当日が健康観察期間中であるため検査を受検できない者
- (3) 県外や島外からの受験者が濃厚接触者となり、「公共の交通機関」を利用して受験会場への移動が困難な者

上記(1)または(2)になった場合(郡中では(3)は該当しません)、次のような手順になります。

- ① 保護者は郡中学校にすぐに電話で連絡をする。
- ② 郡中学校から、出願先高等学校に電話連絡をして、2月1日(水)10時までに「新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴う特例措置願」を志願先高等学校長に提出する。
- ③ 2月3日(金)12時まで(土曜日、日曜日は除く)に、前期選抜を受検できない理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書等、あるいは、「入院勧告書」または「就業制限通知書」の写し、保健所長が作成した濃厚接触者である事実の証明書等)を志願先高等学校長に提出する。ただし、医療機関や保健所等による証明が困難な場合は、「特例措置に係る理由書」を提出する。

この場合、中学校長から提出された調査書等を資料として総合的に選抜が行われます。前期選抜の場合は、原則、本検査の受験者と同様に定員枠内で選抜されます。ただし、A特色選抜において、各高等学校の定員における特例措置対象者数の状況によっては、高校教育課と協議の上、若干名を定員枠外で合格とすることも可となっています。追検査の場合は、定員枠外で選抜されます。